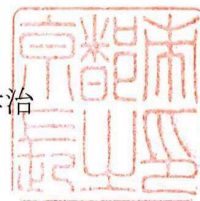


諮 問 文

環 循 資 第 1 7 8 号
令和6年11月29日

京都市廃棄物減量等推進審議会
会長 酒井 伸一 様

京都市長 松井 孝治



持続可能な循環型社会の実現に向けた施策及びごみ処理施設整備の
あり方について（諮問）

上記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り、答申いただきますようお願い申し上げます。

記

（諮問事項）

- 1 ごみ減量及び資源循環施策のあり方について
- 2 ごみ処理施設整備のあり方について

(諮問理由)

本市では、令和 3 (2021) 年 3 月に「京・資源めぐるプラン ―京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)―」(以下「プラン」という。)を策定し、持続可能な循環型社会の実現を目指して、これまでの「ごみ減量」に加えて、プラスチックごみ対策をはじめとした「資源循環」により重点を置き、多様な視点の指標を設け、取組を進めてきました。

この間、市民・事業者の皆様の御尽力により、ごみの市受入量や焼却量、市最終処分量、食品ロス排出量は大きく減少し、目標達成間近となっています。

一方で、レジ袋使用量、再生利用率等は改善しているものの目標達成には更なる対策が必要であり、また、ペットボトル排出量や廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量は改善していない状況となっています。

プランについては、上位計画の策定に合わせ、中間年に当たる令和 7 (2025) 年度に見直しを行うこととしています。

プランの中間見直しに当たっては、プラン前半期の進捗状況はもちろん、脱炭素化(カーボンニュートラル)や循環経済(サーキュラーエコノミー)等の持続可能な社会の構築に向けた国内外の潮流を踏まえて、施策等の強化や見直しを行う必要があります。

また、本市では、3つの焼却施設においてごみを処理していますが(令和 5 (2023) 年度実績: 33.8 万トン)、令和 18 (2036) 年度末頃には東北部クリーンセンターが耐用年限を迎えます。将来にわたって安定的にごみを処理できる体制の確保に加えて、資源循環・脱炭素化に貢献するため、今後のごみ処理施設整備のあり方について、今回のプランの中間見直しと併せて、検討を進めていく必要があります。

以上の現状を踏まえ、貴審議会に持続可能な循環型社会の実現に向けた施策及びごみ処理施設整備のあり方について御審議いただきたく、諮問いたします。